

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： 有価証券報告書の記述情報の充実

上場会社であれば、毎年作成している有価証券報告書の記述情報の充実が予定されています。今回は、その内容と「背景にある考え方」を取り上げます。「背景にある考え方」は、非上場企業にとっても、持続的な経営のヒントになります。

開示府令の改正

2019年1月に有価証券報告書等の記載事項について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（開示府令）が改正されました。この改正により、次の事項について記述情報の充実等が求められています。

- 経営方針・経営戦略等
- 事業等のリスク
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定

改正から2か月後の3月、金融庁は、「記述情報の開示に関する原則」と「好事例集」を公表していて、随時「好事例集」を更新しています。これらにより、経営の目線での開示など、有価証券報告書等の記述情報の開示の考え方を整理して、その充実を促進しようというのです。

では、なぜ金融庁は、有価証券報告書の記述情報の充実に、ここまで力を入れるのでしょうか。

形よりも実質へ

有価証券報告書は、株主が企業情報を入手するための重要な手段です。株主が企業と建設的な対話を行うため、その記述情報の充実が求められます。

それは、社外取締役の実効性確保の議論と似ています。社外取締役が導入された当初は、選任や人数が議論の中心でした。しかし、上場会社の8割以上（2019年7月22日時点で東京証券取引所上場企業3,641社中3,016社）が複数選任を実現した今では、その実効性を確保するため、適格性や社内情報の収集手段などに論点が移っています。

株主との対話も、掛け声だけでなく、建設的な対話を実現するための具体的な手段が議論されており、有価証券報告書の記述情報の充実も、そのひとつなのです。

傍目八目（おかめはちもく）

第三者のほうが、物事の是非得失を当事者以上に判断できるということ（小学館 大辞泉）。これは囲碁から出た語で、他人の囲碁をそばで見ていると、対局者よりも冷静に手が読める事に由来するそうです。

変化が激しく価値観が多様な時代だから、内輪の理論だけでは、経営が非効率になる、または社会規範に反する経営を行うかもしれない。そうならないようするために、所有者（株主）や社外の経営の専門家の意見を経営に反映させよう。「株主との対話」や「社外取締役の役割」が重視される背景には、このような考え方があるように思われます。

お見逃しなく！

上記の開示府令の改正は、2020年3月31日以降に終了する事業年度から適用されます。

なお、金融庁は、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するため、「法令改正関係審査」等を柱とした有価証券報告書レビューを財務局等と連携して実施しています。その際、対象企業に対して適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促す場合もある点に留意が必要です。